

再評価書

事業名	二級河川 大堀川 総合流域防災事業		事業区分	河川事業	室名	河川砂防室			
事業概要	工 期	S56 年～H23 年	(下段:前回)	全体事業費	5,128 百万円(負担率:国 0.5:県 0.5)				
	(下段:前回)	S56 年～H23 年		(下段:前回)	6,230 百万円(負担率:国 0.5:県 0.5)				
事業目的及び内容									
<p>(事業目的)</p> <p>大堀川は伊勢市、明和町、玉城町の市町境界に位置する平地河川で、その源を明和町と玉城町の境界にある丘陵地に発し、水田地域を貫流しながら伊勢湾に注ぐ二級河川です。</p> <p>大堀川沿川の浸水被害を防止するために、河道掘削及び拡幅等の改修を行い、計画流量の流下能力の確保および治水安全度の向上を図ることが当事業の目的です。</p>									
<p>(実施内容)</p> <p>事業区間延長 : 3,540m</p> <p>①築堤工 L=6,000m、②掘削工 V=107,000m³、③護岸工 L=6,000m、④樋門・樋管 12 基、⑤防潮水門 1 基、 ⑥橋梁 2 基、⑦用地補償 1 式</p>									
事業主体の再評価結果									
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>前回の再評価実施後、一定期間が経過し、事業継続中ですので三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条 3 項に基づき再評価を行いました。</p>									
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>①昭和 56 年度 事業採択、着手 ②昭和 56 年度 用地取得開始 ③昭和 60 年度 工事着手 ④平成 10 年度 事業再評価 ⑤平成 15 年度 事業再評価 ⑥平成 20 年度現在 事業進捗率 90% ※平成 23 年度、改修完了見込みです。</p>									
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>○周辺環境の変化</p> <p>上流は水田を中心とした農耕地が広がっており、下流は市街地となっています。県管理区間の氾濫原における著しい開発はありませんが、浸水被害が頻発しており、河川整備の早期進捗が要望されています。</p>									

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4-1 費用対効果分析

(平成 15 年度 費用対効果分析結果 ; H12 年 治水経済調査マニュアルによる)

総便益/総費用 $B/C = 1,212.40 \text{ 億円} / 63.41 \text{ 億円} = 19.12$

※総便益=年便益の総和

※総費用=全体事業費(現在価値化)+維持管理費(事業費の0.5%現在価値分)-残存価値(現在価値化)

(平成 20 年度 費用対効果分析結果 ; H17 年 治水経済調査マニュアルによる)

総便益/総費用 $B/C = 1,324.49 \text{ 億円} / 59.23 \text{ 億円} = 22.36$

※総便益 = 年便益の総和 + 残存価値

※総費用 = 全体事業費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の0.5%現在価値分)

○B/C 変化の要因

- ・氾濫解析方法の見直しによる。

4-2 地元意向

過去から浸水被害が繰り返されており、当該地域では、大堀川河川改修促進期成同盟会が結成され、早期の改修完了が望まれています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

今後の築堤盛土工事において、旧堤の掘削発生土の有効利用などコスト縮減に努めます。

また、建設機械の排出ガス、騒音等の環境対策に努めます。

5-2 代替案

- ①『ダム案』 流域の大部分が平地でありダムの適地はありません。
- ②『遊水地・調節池案』 遊水地・調節池による洪水調節では広大な敷地が必要となります。このため沿川に広がる広大な農地を犠牲にすることになり、遊水地・調節池の設置に必要な用地取得が困難です。過去から河道改修を進めてきた経緯等もあり、総合的に判断して河道改修が妥当だと考えられます。

再評価の経緯

《H15 委員会意見》

- ①河川区域内の遊水機能の低下等、河川への負荷を招かぬよう他の公共事業と調整を行うべきである。
- ②景観や環境への影響について、関係する市町及び県民との議論を、喚起出来るような場の構築。
- ③多自然工法について、定量的な経済的価値と定性的な環境文化価値を考慮して取り組まれたい。また、草刈り等日常の維持管理については、地域住民の参画を促すよう努められたい。
- ④工事着手から長期にわたる事業であるため、段階的目標を示すなど県民への説明に努められたい。

《対応状況》

- ①諸開発に対しては、都市計画法等に基づき、河川管理者として調整を図ります。
- ②今後、河川整備計画を策定していく過程において、流域懇談会等の議論の場の構築に努めます。
- ③捨石工や河床に変化を持たせることなどにより、多様な河川環境の保全に努めます。また、草刈りの自治会委託制度や美化ボランティア制度等の活用により地域住民の参画を促します。
- ④平成 18 年 12 月に策定された河川整備戦略に基づき、今後 15 年の整備目標を示しています。これからも県民への説明に努めています。また大堀川河川改修促進期成同盟会において定期的な説明を行っています。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱 5 条第 1 項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。